

「青森新時代」への架け橋資金

女性のための創業に関する
特別保証融資制度

エフ

サクセスF

For woman



女性の起業を応援しています！

信用保証協会は

この制度は、県内で創業する中小企業者を支援するために、青森県と市町村が連携して保証料を補助する特別保証融資制度です。この制度を活用することにより、長期かつ低利(固定)での資金調達が可能となります。

融資額上限 **1,000万円**

金利 **1.3%(固定)**

保証料 **補給あり** 一部市町村には限度額の定めがあります



信用保証協会とは？

信用保証協会は中小企業のみなさまが金融機関から事業に必要なお金を借りるときに「保証人」となってお金が借りやすくなるようサポートする公的機関です。事業実績のない創業者の方でも当協会の保証融資制度を利用いただくことで、資金調達力が高まります。取引金融機関が決まっていない場合には、金融機関の紹介もしています。

利用要件

- 次の(1)に該当し、かつ(2)～(4)のいずれかに該当するか。(注1)
(1)当協会保証対象業種の事業を営む(予定する)かたで、納税状況の良好なかた。
(2)青森県内で新たに個人で事業を開始する計画をお持ちのかた。
(3)青森県内で新たに会社を設立し事業を開始する計画をお持ちのかた。
(4)青森県内で事業を開始した日または設立日から1年未満の個人または法人。(注2)

資金使途

創業のため必要となる運転資金および設備資金

保証限度額

1,000万円(注1)

保証期間

7年以内(据置期間1年以内)(注2)

貸付利率

年1.3%(固定金利)

保証料

補給あり(県および市町村が負担)(注2)
ただし、スタートアップ創出促進保証制度をご利用する場合に限り0.2%利用者負担。(注3)

貸付形式

手形貸付または証書貸付(注3)

返済方法

一括返済または分割返済(注3)

担保

原則として不要

保証人

個人の場合は原則保証人は徴求しない
法人の場合は原則として法人代表者以外の保証人は徴求しない。また、スタートアップ創出促進保証制度をご利用時は保証人は徴求しない。(注3)

(注1)金融機関および当協会の所定の審査等があり、その結果お客様のご希望に添えない場合があります。

(注2)本制度は、青森県と市町村が保証料を補助する制度です。各市町村により、各要件の取扱が異なる場合がありますので、保証制度詳細に関するご照会については、当協会ホームページまたは下記の相談窓口および最寄りの金融機関にご確認ください。

(注3)スタートアップ創出促進保証制度は法人のみ対象となり、貸付形式は証書貸付のみ、返済方法は分割返済のみとなります。本制度ご利用の場合、税務申告1期未満の事業者に限る、融資希望額1/10以上の自己資金を有していることが条件となります。詳細は下記相談窓口および最寄りの金融機関にご確認ください。

青森県信用保証協会 相談窓口

お問い合わせは下記相談窓口またはお電話にて承ります。受付時間/月曜～金曜9:00～17:00(祝祭日を除きます)

創業・経営支援課 〒030-8541 青森市新町2-4-1(県共同ビル5F) TEL 017-723-1356

青森営業所 〒030-8541 青森市新町2-4-1(県共同ビル4F) TEL 017-723-1353

弘前支所 〒036-8354 弘前市上鞘師町18-1(商工会議所会館3F) TEL 0172-32-1331

八戸支所 〒031-0076 八戸市堀端町2-3(商工会館1F) TEL 0178-24-6181

五所川原支所 〒037-0052 五所川原市東町17-5(商工会館4F) TEL 0173-35-4121

十和田支所 〒034-8691 十和田市西二番町4-11(商工会館4F) TEL 0176-23-4331

むつ支所 〒035-0073 むつ市中央1-4-6 TEL 0175-22-1204